

## 吉岡町条件付一般競争入札実施要綱

平成18年吉岡町訓令第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉岡町財務規則（平成9年吉岡町規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、町が発注する工事に係る条件付一般競争入札の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 条件付一般競争入札の対象となる工事等（以下「対象工事」という。）は、予定価格がおおむね5,000万円以上の工事の中から、工事内容、工期等を勘案して選定する。

(入札の公告等)

第3条 前条により条件付一般競争入札に付す場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6の規定に基づき、別紙の入札公告例により公告するものとする。

(入札参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

- (1) 吉岡町の工事等請負有資格業者名簿に登載されていること。
- (2) 地元業者（町内に本社若しくは本店を有し、町税納入者であるもの又は県内に本社若しくは本店のある町内の支店若しくは営業所であって、当該支店若しくは営業所の代表者に見積もり、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられ、当該業種に関する実績を有し、かつ、町税納入者であるものをいう。）であること、及び一定の県内業者であること。ただし、共同企業体により施工する工事の場合は、この限りでない。
- (3) 町が発注する工事等の指名競争入札の参加を停止された場合において、その停止の期間を経過していること。
- (4) 水道施設工事の水道給水工事の場合にあつては、吉岡町指定給水装置工事事業者であること。
- (5) 工事の場合にあつては、次に掲げる要件を具備していること。
  - ア 対象となる工種ごとに建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可（水道施設工事の水道本管工事の場合においては、水道施設工事の許可及び土木一式工事又は管工事の許可。水道施設工事の水道給水工事の場合においては、水道施設工事及び管工事の許可）を受けていること。ただし、工事の内容により建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。
  - イ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の総合評点が次の表の基準を満たしていること及び申請者の主要な工種であること。

工種	予定価格	経営事項審査結果の総合評点
土木一式工事	5,000万円以上1億円未満の場合	850点以上
	1億円以上の場合	1,000点以上
建築一式工事	5,000万円以上1億5,000万円未満の場合	850点以上
	1億5,000万円以上の場合	1,100点以上
電気・電気通信・管（設備）工事	5,000万円以上の場合	900点以上
水道施設工事（水道本管工事）	5,000万円以上の場合	900点以上

備考 上記の予定価格欄を超える工事費及び定めのない工種については、別に定めるものとする。

(6) 過去に、公告の予定価格と同等の複数の同種公共工事实績があること。

(7) 前号に定めるもののほか、工事ごとに定める要件を満たしていること。

2 町長は、前条及び前項により難しい対象及び資格基準等を設定し入札を行うおうとする場合は、吉岡町競争入札執行制度審査委員会（平成11年4月1日施行。以下「審査委員会」という。）の意見を聴き実施するものとする。

（入札参加の確認）

第5条 条件付一般競争入札に参加しようとするものは、次に掲げる書類を提出し、前条各号に該当するか確認を受けなければならない。

(1) 条件付一般競争入札参加資格申込書（様式第1号）

(2) 工事の場合にあつては、建設業法第3条第1項に規定する許可書の写し及び建設業法第27条第1項に規定する経営事項審査結果通知の写し並びに測量設計にあつては、測量法第55条の5第1項による登録の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申込みがあつたときは審査委員会の意見を聴いて参加資格の有無を確認し、条件付一般競争入札参加資格確認通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（入札保証金）

第6条 条件付一般競争入札に参加しようとするものは、規則第147条の規定により入札保証金を納入しなければならない。ただし、規則第148条第1項に該当するときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により入札保証金の免除を受けようとする者は、入札保証金免除申請書（様式第3号）により申請しなければならない。

3 入札保証金を免除する場合は、その旨を入札公告等により明らかにするものとする。

（参加資格の喪失）

第7条 条件付一般競争入札に参加しようとする者で第4条の参加資格を有す

る者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者を条件付一般競争入札に参加させてはならない。

(1) 自治令第167条の4に該当するに至ったとき。

(2) 第4条の規定による提出のあった同条各号に掲げる書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(設計図書等の閲覧)

第8条 対象工事の設計図書等は、第3条の規定による入札公告に定めるとおり、設計図書閲覧(貸出)申請書(様式第4号)により閲覧又は貸与するものとする。

2 設計図書について質問がある場合は、第1項の閲覧期間中に設計図書の質問書(様式第5号)により、町長に質問することができる。

3 町長は、前項質問に対し、質疑応答(様式第6号)により回答するものとする。

(積算内訳書の提出)

第9条 条件付一般競争入札に参加する者は、対象工事の入札の際、積算内訳書(様式第7号)を提出しなければならない。

(落札者の決定)

第10条 条件付一般競争入札の執行に当たっては、自治令第167条の10第1項の規定により低入札価格調査の調査基準価格を設定することができる。

2 予定価格の事前公表した案件の入札執行回数は、1回とする。

(公表)

第11条 入札公告等によるもののほか吉岡町ホームページにより公表する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要事項等は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

2 平成18年4月1日施行の条件付一般競争入札試行要綱は、この要綱施行の日から廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

条件付き一般競争入札参加申込書

年 月 日

吉岡町長

様

所在地  
商号又は名称  
代表者名  
(又は受任者)  
担当者氏名  
電話番号

下記工事にかかる条件付き一般競争入札に参加したいので関係書類を添えて申請します。

なお、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと、また添付書類については、事実と相違ないことを申し添えます。

記

1 公告年月日 年 月 日

2 工 事 名

3 工 事 場 所

4 資格確認申請項目 別紙のとおり

別紙

(1) 建設業の許可年月日		特定・一般(○で囲む)：許可年月日 年 月 日		
(2) 建設工事に係る経営事項審査の総合評点(P) 点				
(3) 県内にある本店又は建設業法に基づく許可を受けた支店等の名称及び所在地				
名 称		所在地		
(4) 同種工事の施工実績 ※契約書の写しを添付してください。				
契約月日	契約先	工事等名	請負金額 (千円)	工事概要
受注形態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体(出資比率 %)			
(5) 配置予定技術者				
技 術 者 氏 名				
資 格 の 名 称			取得年月日 年 月 日	
			登録番号 第 号	
			交付年月日 年 月 日	
			交付番号 第 号	
配置予定技術者の施工監理実績				
契約月日	契約先	工事名等	請負金額 (千円)	工事概要
受注形態	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 共同企業体(出資比率 %)			
そ の 他				

留意事項

1 提出された申請書類のみでは資格を判断できないときは、ヒアリングを行う場合がある。

2 提出書類については、下記一覧表で確認のうえ、提出すること。

条件付き一般競争入札参加資格確認申請提出書類一覧

書 類 名	摘 要
(1) 条件付き一般競争入札参加資格申込書	指定様式(様式第1号)
(2) 建設業許可通知書の写し	
(3) 経営事項審査結果通知書の写し	要件に該当する経営事項審査結果通知書の写し
(4) 施工実績を証明する資料	複数の工事名、発注者名、施工場所、契約金額、工期、受注形態、工事概要等が確認できる工事契約書等の写し
(5) 配置予定技術者の資格を証明する資料	① 許可又は登録証明書等の写し ② 監理技術者資格者証の表・裏の写し
(6) 申請者名が、委託先の支店長名等の氏名の場合には、年間委任状の写し	当該年度を含む吉岡町入札参加資格審査申請時に提出したものか、年度途中、受任者を変更した場合、変更届の写し
(7) 納税証明書(法人本社所在の市町村の完納証明)	公告の前日の時点で納期が到来している法人町民税(個人にあっては個人町民税)、固定資産税及び軽自動車税等を完納している者。(同時告示日で複数事案がある場合は複写でも可能)
(8) 長型3号封筒(1通)	結果通知等の送付用(80円切手を貼付のこと)※送付先を明記のこと

注 (8)の封筒以外の書類は、(1)～(7)の順にダブルクリップ等で綴り、インデックス表示をして提出すること。(A4判で作成のこと。)

様式第2号(第5条関係)

条件付き一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

様

吉岡町長

先に申込みのあった に係る参加資格について、  
下記のとおり確認したので通知します。

記

入札参加資格	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
入札告示年月日	年 月 日
対象工事	工事名
	工事場所
入札日時	年 月 日( ) 時 分
入札場所	
入札参加資格がないと認めた理由	

備考 入札参加にあつては、必ずこの通知書を持参してください。(指示により提示)

入札保証金免除申請書

年 月 日

吉岡町長 様

住 所  
商 号  
代表者名

下記件名の入札に係る入札保証金について免除されたく申請します。

記

- 1 工事名
- 2 入札日時 年 月 日 時 分
- 3 免除申請(次のどちらか選択のこと)
  - (1) 吉岡町財務規則第148条第1項第1号に該当  
別紙 入札保証保険契約書のとおり
  - (2) 吉岡町財務規則第148条第1項第2号に該当  
(過去2年間に国又は地方公共団体と同等額の工事を数回以上にわたり契約しこれらを誠実に履行した。)

(過去に履行した同等額の工事)

契約月日	契 約 先	工事名等	請負金額(千円)	工事概要

注1 確認のできる契約書の写しを添付のこと。

様式第4号(第8条関係)

設計図書閲覧(貸出)申請書

年 月 日

吉岡町長 様

住 所  
申請者 会 社 名  
閲覧者氏名 印

下記のとおり、 設計図書の閲覧を申請します。  
 貸出を申請します。

記

1 工事名

2 入札日時・場所 年 月 日 時 吉岡町役場

3 閲覧(貸出)期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 その他

- (1) 本設計図書等については、本工事入札に係る見積もりの資料以外には使用をしないこと。
- (2) 閲覧(貸出)申請しても、入札を義務付けるものではありません。
- (3) 申請人氏名押印は、閲覧(貸出)した本人が行ってください。



様式第6号(第8条関係)

質疑応答	
年 月 日	
住 所	
商 号	
代表者名	様
	吉岡町長
年 月 日で質問のありましたことについて、下記のとおり回答します。	
記	
工事名	
回答内容	

様式第7号(第9条関係)

積 算 内 訳 書

会社名  
代表者名

印

工事名 \_\_\_\_\_

工事場所 \_\_\_\_\_

費目・工種等	数 量	単 位	単 価	金 額(円)	備 考
直接工事費 A					
共通仮設費 B					
純工事費(A+B)					
現場管理費 C					
工事原価(A+B+C)					
一般管理費 D					
工事価格(A+B+C+D)					
入札書記載価格(税抜)					

【注意】 入札書記載価格については、必ず税抜き価格にて記入願います。

別紙 吉岡町公告第 号 (第3条関係) (工事入札公告例)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び吉岡町財務規則(平成9年規則第10号。以下「財務規則」という。)第146条の規定に基づき、次のとおり条件付き一般競争入札について公告する。

年 月 日

吉岡町長

記

1 条件付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 号
- (2) 工事名等 . . . . . 工事
  
- (3) 工事場所 吉岡町大字 地内
- (4) 指定業種 土木一式工事
- (5) 工事の概要 L=000m W=0.0m
- (6) 予定工期 契約の翌日～ 年 月 日
- (7) 予定価格 金 円(消費税等抜き)

2 入札執行日時

- (1) 入札日時 年 月 日( ) 時
- (2) 入札場所 吉岡町役場

3 入札保証金の納付 (申請免除のほか、免除公告する場合もある)

入札に参加しようとする者は、この公告に示す入札日前日の午後1時から3時までの間に財務規則第147条の規定により見積る契約金額の100分の5以上の額の入札保証金又は入札保証金に係る担保として有価証券を納付又は提供しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (1) 吉岡町を被保険者とする入札保証保険契約を締結している者であるとき。
- (2) 過去2年間に国又は地方公共団体と同等額の工事を数回以上にわたり契約し、これらすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者であるとき。

4 契約保証金の納付

契約を締結しようとする者は、財務規則第170条の規定により、請負代金又は契約代金の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社[公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう]の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかの保証を付する場合は免除とする。

- (1) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害を補填する履行保証保険契約の締結

5 入札参加及び設計図書等の閲覧(貸出)に必要な資格

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条1項による許可を受けていること。

- (2) 吉岡町工事等請負有資格業者名簿に登載されていること。
- (3) 地元業者(町内に本社若しくは本店を有する者で住民税等納入者であるもの又は県内に本社若しくは本店のある町内の支店若しくは営業所であって、当該支店若しくは営業所の代表者に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられ、当該業種に関する実績を有し、かつ、住民税等納入者であるものをいう。)であること、並びに渋川市、前橋市の業者(県内に本社若しくは本店のある同市内の支店若しくは営業所であって、当該支店若しくは営業所の代表者に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられ、当該業種に関する実績を有し、かつ、住民税等納入者であるものをいう。)

※ここでいう住民税等納入者とは、当該公告日の前日までに納期限が到来している法人、個人に係るすべての税を完納している者をいう。

- (4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果通知における土木一式工事の総合評定値(P)〇〇〇点以上で一般建設業又は特定建設業の許可を有している者。ただし、同工種が申請者の主要な工種と客観的判断のできる数値が認められること。
- (5) 吉岡町の指名競争入札の参加を停止された場合においては、その期間を経過していること。
- (6) 過去に、公告の予定価格と同等で複数の同種公共工事实績があること。  
※ここでいう過去とは、〇年以内、予定価格と同等とは、請負金額が(公告額〇〇%) 〇〇〇〇円以上を(地元業者にあつては(公告額の〇〇%) 請負金額, 〇〇〇〇円以上)、複数とは〇件以上(うち〇件は、同等の金額以上のこと)を同種公共工事とは道路改良舗装工事、道路良工事を指す。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 6 設計図書等の閲覧、販売

対象工事に係る設計図書を入札参加希望者に閲覧(販売)する。

- (1) 閲覧場所 吉岡町役場
- (2) 閲覧期間 年 月 日から 年 月 日  
(土曜、日曜、祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで)

## 7 質問書の提出 対象工事に係る設計図書等の閲覧者は、当該設計図書等に関して質問することができる。

- (1) 提出場所 吉岡町役場
- (2) 提出期限 年 月 日( )
- (3) 応答書 年 月 日( )に質問者にFAXで送付する

## 8 入札参加資格の確認

入札参加希望者は 年 月 日( ) 時までに、次の書類を吉岡町役場に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 条件付き一般競争入札参加申込書(第1号様式)
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による許可書の写し

- (3) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査評価結果通知書の写し
- (4) 入札保証金の免除を受けようとする者は、入札保証金免除申請書（第 3 号様式）
- (5) 住民税等の納税（完納）証明書（公告日以後の証明書）

#### 9 入札の無効

- (1) 入札に参加資格のない者のした入札
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められた者
- (3) その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札

#### 10 工事内訳書の提出

入札参加者は、入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書（第 7 号様式）を提出すること。

#### 11 低入札価格調査の調査基準価格

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項の規定に基づき、本契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という）を下記のとおり設定しているため、調査基準価格を下回った入札を行った者、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とはならない場合があること。

また、調査基準価格を下回った入札を行ったものは、入札執行後に、町が行う事情聴取に協力すること。

調査基準価格 円（消費税等抜き）

#### 12 失格基準価格の設定

失格基準価格を設定して、入札の結果これを下回った入札を行ったものは、最低入札者であっても低入札価格調査委員会を開催することなく失格とする。

#### 13 入札の中止

入札の参加者が 1 者以下の場合は入札を中止する。

#### 14 入札書の記載

入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額（消費税等抜き）を入札書に記載すること。

#### 15 近接工事

本件と既発注工事において近接工事の取扱いに該当する工事が同一業者の場合は、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整を行うものとする。また、同時発注であるため、複数工事を落札した場合も近接工事の取扱いと同様な調整を行うものとする。

#### 16 契約が議会の議決を要するものであるときは、落札者と決定された者と仮契約を締結しその議決を得たときに本契約が締結されたものとする。

#### 17 その他

- (1) 詳細には、吉岡町ホームページ及び吉岡町役場まで